日調連発第１０７号
平成２９年７月２４日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士が国又は地方公共団体から相続人調査業務を受託した場合
における戸籍謄本等の職務上請求について（通知）

土地家屋調査士は、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条の 2 第 3 項及び第 4 項に基づいて、土地家屋調査士業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求ができることとされておりますが、この度、戸籍法第 10 条の 2 第 3 項に掲げる者（土地家屋調査士）が国又は地方公共団体から相続人調査業務を受託した場合における同項に基づく戸籍謄本等の職務上請求に係る考え方及び請求書の記載例について、法務省民事局において下記のとおり整理されましたので、貴会会員に周知いただきますようお願いします。

記

国又は地方公共団体が用地取得等の公共事業を行うときのほか、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に規定された空家等に関する事業を行う際に、対象不動産等の所有権の登記名義人等が死亡しており、その法定相続人を調査する必要がある場合において、当該相続人調査業務を国又は地方公共団体から受託したときは、当該相続人調査業務は、受託者である資格者にとっては、戸籍法第 10 条の 2 第 3 項の「受任している事件又は事務に関する業務」に該当し、また、委託者である国又は地方公共団体にとっては、公共事業の主体として、同条第 1 項第 3 号の「戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合」に該当するものと考えられます。

そのため、受託者である土地家屋調査士は、当該相続人調査業務を遂行するために必要がある場合には、当該公共事業の種類及び根拠となる法令の条項を示した上で、同条第 3 項に基づく戸籍謄本等の職務上請求をすることができるものと考えられます。

［請求書記載例］

1　有する資格　土地家屋調査士

2　当該事件の種類　〇〇市の〇〇事業の実施に当たり受託した相続人調査

3　当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称　市区町村名（担当者〇〇〇〇及び連絡先）

4　当該依頼者についての戸籍法第 10 条の 2 第 1 項各号に定める事由

戸籍法第 10 条の 2 第 1 項：☑3 号

〇〇事業（根拠となる法令の条項を明示）を遂行するための被相続人〇〇の相続人調査のため